

「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等

<平成 19 年 12 月調査、学校等種別ごとの愛知県及び 63 市町村教育委員会>

県内の小学校・中学校を所管する 63 教育委員会、高等学校を所管する 3 教育委員会、特別支援学校を所管する 3 教育委員会及び幼稚園を所管する 17 教育委員会における所管学校等種別ごとの「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等については次のとおりです。

(表中の数字は関係教育委員会数を示す。)

1 照度及び照明環境

(1) 定期環境衛生検査の実施状況(平成 19 年度、実施予定を含む。)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	62	62	3	3	13
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	-
未実施	1	1	-	-	4

(2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年 2 回定期的に照度及び照明環境について行う。

2 騒音環境及び騒音レベル

(1) 定期環境衛生検査の実施状況(平成 19 年度、実施予定を含む。)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	31	31	1	2	8
一部学校・幼稚園実施	4	4	1	1	3
未実施	28	28	1	-	6

(2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年 2 回定期的に騒音環境(普通教室に対する校内騒音と外部騒音の影響)及び騒音レベルについて行う。

3 教室等の空気(温熱及び空気清浄度、平成 19 年度、検査については実施予定を含む。)

(1) 温度、相対湿度、二酸化炭素、気流、一酸化炭素、浮遊粉じん、落下細菌、実効輻射温度に係る定期環境衛生検査の実施状況

ア 教室等の環境

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
自然環境のみ (冷房・暖房設備いずれもなし)	30	31	1	-	9
人工的環境あり (冷房又は暖房設備あり)	33	32	2	3	8

イ 「自然環境のみ」の教育委員会

(ア) 検査実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	24	25	1	-	8
一部学校・幼稚園実施	1	1	-	-	-
未実施	5	5	-	-	1

(イ) 検査実施項目（検査実施教育委員会、項目 ～ の3項目について）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
3項目	21	23	1	-	8
2項目以下	4	3	-	-	-

ウ 「人工的環境あり」の教育委員会

(ア) 検査実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	32	31	2	3	5
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	1
未実施	1	1	-	-	2

(イ) 検査実施項目（検査実施教育委員会、項目 ～ の8項目について）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
8項目	4	5	1	1	1
7項目以下	28	26	1	2	5

(2) 二酸化窒素に係る定期環境衛生検査の実施状況

ア 開放型燃焼器具の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
使用	38	34	2	2	7
不使用	25	29	1	1	10

イ 検査実施状況（開放型燃焼器具を使用する教育委員会）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	22	21	1	1	2
一部学校・幼稚園実施	2	1	-	-	-
未実施	14	12	1	1	5

(3) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年2回定期に行う。

検査は、自然環境では温度、相対湿度及び二酸化炭素について行い、特に必要と認める場合は気流、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粉じん、落下細菌及び実効輻射温度についても行う。また、人工的環境では全ての項目について行う。

なお、二酸化窒素については、開放型燃焼器具（燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、排気ガスも室内へ排出する燃焼器具）を使用している教室において行う。

4 教室等の空気（ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物）

(1) 定期環境衛生検査の実施状況（平成14年度から19年度（実施予定を含む。））

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	57	57	3	2	10
一部学校・幼稚園実施	6	5	-	1	-
未実施	-	1	-	-	7

(2) (1)の最大検査実施項目（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、イソクロロベンゼン、スズレン）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
()	21	19	2	1	3
	2	2	-	-	-
	14	13	-	-	3
	7	7	-	1	2
	15	15	1	1	1
	4	6	-	-	1

(3) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回定期的にホルムアルデヒド（夏期に行うことが望ましい。）及びトルエンについて行い、特に必要と認める場合は、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンについても行う。

ただし、著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができる。

(4) 「学校環境衛生の基準」の留意事項について(平成14年5月31日付け14教健第155号通知)

キシレンについては、学校における室内空気の実態調査においては検出されていないが、トルエンと同様、接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤等として用いられることから、このような資材等が使用された場合や新築・改築等の際には、ホルムアルデヒド及びトルエンとあわせて検査することとする。

パラジクロロベンゼンについては、その用途がトイレ等での防虫剤や消臭剤等であることから、トイレ等で使用されている場合に測定することとする。なお、新築・改築等の際には、特段の事情がない限り検査は省略できるものとする。

(5) その他

「学校における室内空気中化学物質対策マニュアル～シックハウス予防のために～」(平成18年3月6日付け17教健第670号通知、<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kenkogakushu/sickhouse.html>)を参考にする。

5 教室等の空気(ダニ又はダニアレルゲン)

(1) 定期環境衛生検査の実施状況(平成19年度、実施予定を含む。)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	55	56	2	2	11
一部学校・幼稚園実施	-	-	1	1	-
未実施	8	7	-	-	6

(2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回定期的に保健室の寝具、カーペット敷の教室等、ダニの発生しやすい場所において行う。なお、夏期に行うことが望ましい。

6 飲料水の管理(平成19年度、検査については実施予定を含む。)

(1) 水質検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	63	63	3	3	16
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	-
未実施	-	-	-	-	1

(2) 施設・設備検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	61	61	3	3	15
一部学校・幼稚園実施	1	1	-	-	-
未実施	1	1	-	-	2

(3) 飲料水に井戸水等の自己水の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
井戸等自己水使用	2	1	1	-	-
井戸等自己水なし	61	62	2	3	17

(4) 学校環境衛生の基準

ア 水道水を原水とする飲料水(専用水道を除く)

検査は、毎学年1回定期的に水質(高置水槽がある場合はその系統ごとの給水栓水)及び施設・設備について行う。

イ 専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等

水質検査は、毎月1回定期的に給水栓水について行う。

併せて、毎学年1回定期的に水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道が実施すべき水質検査の項目について行う。また、原水については、毎学年1回定期に行う。

施設・設備検査は、毎学年2回定期に行う。

7 雨水等利用施設における水の管理（平成19年度、検査については実施予定を含む。）

(1) 雨水等利用施設の有無

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
雨水等利用施設あり	11	7	1	-	-
雨水等利用施設なし	52	56	2	3	17

(2) 水質検査の実施状況（以下、雨水等利用施設を有する教育委員会）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	5	4	1	-	-
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	-
未実施	6	3	-	-	-

(3) 施設・設備検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	5	3	1	-	-
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	-
未実施	6	4	-	-	-

(4) 学校環境衛生の基準

検査は、雨水等を飲用以外の用途に利用するものについて、毎学年2回定期的に水質及び施設・設備について行う。

8 水泳プールの管理（平成19年度、検査については実施予定を含む。）

(1) 水泳プールの設置（使用）の有無

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
水泳プールあり	58	59	2	3	5
水泳プールなし	5	4	1	-	12

(2) 施設・設備検査の実施状況（以下、水泳プールを有する教育委員会）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	58	59	2	3	5
一部学校・幼稚園実施	-	-	-	-	-
未実施	-	-	-	-	-

(3) 水質検査の実施状況

ア プール水の水質検査（水素イオン濃度、濁度、有機物等、大腸菌群及び一般細菌数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園月1回実施	54	55	2	3	5
一部学校・幼稚園月1回未実施	4	4	-	-	-

イ プール水の総トリハロメタン及び循環ろ過装置出口の濁度

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園で年1回実施	56	58	2	3	4
一部学校・幼稚園で年1回未実施	2	1	-	-	1

(4) プール原水に井戸水等の自己水の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
井戸等自己水使用	7	6	0	-	-
井戸等自己水なし	51	53	2	3	5

(5) 腰洗い槽の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
腰洗い槽使用	4	-	-	1	-
腰洗い槽未使用又は未設置	54	59	2	2	5

(6) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回、プールの使用期間中に次の項目について行う。

ア プール本体の衛生状態等

イ 附属施設・設備の管理状況・衛生状態等

ウ 水質 エ 入場者の管理状況 オ 日常の管理状況

ただし、ウ 水質については、使用日数の積算が30日を超えない範囲で少なくとも1回行う。

また、総トリハロメタンについては、使用期間中に1回以上、適切な時期に行う。

(7) その他

遊泳を目的とした学校プールは愛知県プール条例の適用対象となることから、同条例に規定される基準を遵守する必要がある。

9 ネズミ、衛生害虫等（平成19年度、検査については実施予定を含む。）

(1) ネズミ、衛生害虫等の生息検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	39	40	1	2	9
一部学校・幼稚園実施	7	6	1	1	2
未実施	17	17	1	-	6

(2) 学校・幼稚園においてネズミ、衛生害虫等を駆除するための殺虫剤の使用に関する教育委員会の方針

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
予防的に使用	11	11	-	-	2
衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に使用	16	16	-	-	3
衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に必ず使用するのではなく、やむを得ない場合のみ使用	28	28	2	3	10
不使用	-	-	-	-	-
特になし（学校・幼稚園まかせ）	8	8	1	-	2

(3) 学校・幼稚園においてネズミ、衛生害虫等を駆除するための殺虫剤を使用する場合の配慮に関する教育委員会の方針（ア、イは重複回答あり）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
ア 長期休業中に実施	39	39	2	2	10
イ 児童生徒下校後に実施	27	26	1	1	6
ウ 児童生徒に通知した後実施	13	13	1	1	4
エ 周辺住民に広報で周知	1	1	1	1	1
オ 周辺住民に直接連絡	12	13	-	-	1
カ 看板を設置	2	1	2	2	1
キ 特になし（学校等に任せている）	14	14	1	1	5

(4) 平成 19 年度（予定を含む）学校・幼稚園における殺虫剤の使用状況（名古屋市を除く）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
殺虫剤使用	48	42	1	1	9
殺虫剤不使用	14	20	1	1	7

(5) 平成 19 年度、殺虫剤の使用場所（重複回答あり、名古屋市を除く）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
校庭の樹木等	40	38	1	1	9
教室	10	7	-	-	3
便所	4	3	-	-	2
廊下	4	3	-	-	2
学校給食単独調理場	20	13	1	1	2
その他	10	7	-	-	1

(6) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年 2 回定期にネズミ、衛生害虫等の生息について行う。

なお、ネズミ、衛生害虫等の発生を見た場合は、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うようにする。

(7) その他

- ・「学校における室内空気中化学物質対策マニュアル～シックハウス予防のために～」(平成 18 年 3 月 6 日付け 17 教健第 670 号通知、<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kenkogakushu/sickhouse.html>)を参考にする。
- ・ネズミ、衛生害虫等の駆除について、屋外については「住宅地等における農薬使用について」(平成 19 年 2 月 16 日付け 18 教健第 686 号通知)、屋内については「県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除について」(平成 18 年 9 月 7 日付け 18 教健第 408 号通知)をそれぞれ参考にする。